

参考見積募集要領

次のとおり参考見積を募集します。

令和7年9月24日

独立行政法人水資源機構分任契約職

揖斐川・長良川総合管理所長 荒川 敏之

1. 目的

この参考見積の募集は、独立行政法人水資源機構徳山ダム管理所で予定している徳山ダム管理用船舶点検業務（仮称）の積算の参考とするための見積を募集するものです。

2. 参考見積書の提出等

参考見積書は、次に従い提出してください。

（１）参考見積書の様式は問いませんが、別紙 見積記載例に示す項目毎に必要な金額がわかるように記載願います。

（２）見積有効期限：令和8年3月31日まで

（３）提出期間：令和7年9月24日（水）から令和7年10月1日（水）まで
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時まで

（４）提出先

独立行政法人水資源機構 揖斐川・長良川総合管理所 宛

【担当】管理課 下村

〒501-0815 岐阜県揖斐郡揖斐川町開田448

TEL 0585-52-2910 FAX 0585-52-2325

（５）提出方法

書面は持参、郵送又はファクシミリ（社印があること）により提出するものとします。

3. 参考見積内容

見積仕様書に示す内容とします。

4. 依頼書に対する質問

この依頼書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）又は電子メールにより提出してください。

（１）提出期間：令和7年9月24日（水）から令和7年9月29日（月）まで

持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時まで

(2) 提出場所：2. (4)に同じ。

(3) 提出方法：2. (5)に同じ。

5. 質問に対する回答

質問に対する回答書は、次のとおり送信します。

(1) 送信期間：令和7年9月29日(月)

(2) 送信方法：FAXにより送信します。

6. 参考見積書作成及び提出に要する費用

誠に勝手ながら、参考見積提出者の負担とします。

7. ヒアリング

提出していただいた参考見積書についてヒアリングを実施することがあります。

8. その他

(1) この参考見積書をご提出いただいたことで、業務の指名又は競争参加資格をお約束するものではありません。

(2) ご提出いただいた参考見積書は、業務積算の目的以外には使用いたしません。

－ 以 上 －

徳山・横山ダム管理用船舶点検業務

見積仕様書

令和 7 年 9 月

独立行政法人水資源機構
揖斐川・長良川総合管理所

第1章 共 通

第1節 総 則

1－1 適用

本仕様書は、徳山・横山ダム管理用船舶点検業務（以下「本業務」という。）に適用する。

1－2 業務の概要

本業務は、徳山ダム及び横山ダムの管理用船舶の航行を安全に行うため、点検を行うものである。

1－3 業務場所

岐阜県揖斐郡揖斐川町開田地内 徳山ダム

岐阜県揖斐郡揖斐川町東横山地内 横山ダム

1－4 履行期間

契約締結の翌日から令和8年3月29日までとする。

第2節 一般事項

2－1 履行範囲

本業務の履行範囲は、次の船舶の点検、整備、調整、給油脂、試運転までの一切とする。

施設名	船舶名	数 量	点検・整備内容等	備 考
徳山ダム	いび1号	1 隻	点検・整備	
	いび2号	1 隻	点検・整備	
	いび4号	1 隻	点検・整備	
横山ダム	いきいき号	1 隻	点検・整備	
	おくいび号	1 隻	点検・整備	

2－2 提出図書

提出図書内容及び部数は、次によるものとする。

- | | |
|-------------------|-------|
| (1)点検報告書（履行写真含む） | 各施設1部 |
| (2)その他担当職員が指示したもの | 必要部数 |

2－3 支給材料

本業務において次のものを支給する。

1. 燃料

船舶の運転操作に必要な燃料

2. 電力

業務に必要な低圧電力（ただし、引き渡し可能な場所に限る）

3. 引き渡し場所

第1章第1節1－3に示す業務場所とする。

2－4 異常発見時の対応

点検整備の結果、不具合箇所を発見した場合は、不具合状況、原因、修復又は改造方法等について、報告書により担当職員に報告するものとする。

2－5 安全管理

受注者は、安全衛生に関する責任者を定め、業務中全ての危険、損失、障害等を防止するために必要な作業規則、表示、現場立入規制等を設け、業務関係者に周知徹底させるとともに、安全作業のために必要な施設を設置し、保安、防災及び衛生等の現場管理に万全を期すものとする。

2－6 暴力団関係業者の排除に関する協力

受注者は、業務の履行に際して、暴力団等からのあらゆる不当介入（不当要求又は業務妨害）に対し、断固としてこれを拒否し、また不当介入を受けた場合は、速やかに担当者に報告するとともに警察に通報し、捜査上必要な協力を行わなければならない。

担当職員等とも連絡を密にとり、工程等被害が生じた場合は、協議するものとする。

2－7 設計変更

点検結果により補修等の追加が生じた場合、および、履行期間中に船舶に不具合が発生した場合には、協議の上対応を指示する場合があります、かかる費用については設計変更の対象とする。

2－8 疑義等

仕様書等について疑義が生じた場合は、監督員と協議のうえ決定するものとする。

第2章 点検・整備

第1節 船舶の仕様

本業務対象船舶の仕様は、別紙ー1「管理用船舶仕様一覧表」に示すとおりである。

第2節 点 検

2－1 点検時期

点検時期は、自然条件、船舶運用状況等に影響されるため、受注者は担当職員の指示に従うものとする。

また、点検実施日は担当職員と事前打合せを行い、決定するものとする。

2－2 点検項目

点検項目は、船舶の安全な航行に必要な点検項目とする。

2－3 点検作業

1. 点検は、船舶の機能維持、信頼性確保及び軽微な機能回復を目的として、船舶全体の機能を確認するものとし、調整又は予備品の交換で簡易に行える作業等は本業務に含むものとする。
2. 点検に必要な器具、工具及び資材等は、すべて受注者の負担とする。
3. 点検作業開始前及び終了後は、担当職員に報告するものとする。
4. 点検において、取替済み部品及びその他消耗部品を確認し、次回取替推奨部品について報告するものとする。

第3節 整 備

3－1 整備内容

本業務で実施する整備内容は次のとおりとする。

船舶名	整備箇所	数 量	整 備 内 容
いび1号	船外機	1台分	部品取替、給油脂
いび2号	船外機	1台分	部品取替、給油脂
いび4号	船外機	1台分	部品取替、給油脂
いきいき号	船外機	1台分	部品取替、給油脂
おくいび号	船外機	1台分	給油脂

3－2 取替部品等

本業務で整備する取替部品等は次表のとおりとする。

なお、次表の規格は、同等以上のものであればメーカー・詳細仕様を制限するものではない。

また、本業務で未使用又は残存となった取替部品等については、予備品として納めるものとする。

対象船舶	部品名	規格等	数量	備考
いび1号 船外機	スパークプラグ (DPR6EB-9)	94709-00418	4個	
	ウォーターポンプリペアキット	63D-W0078-02	1個	

	オイルエレメントアセンブリ	5GH-13440-80	1 個	
	エンジンオイル	SL 10W-30	1 式	
	ギヤオイル	GL-4 #90	1 式	
	カスケット (ギヤオイル)	90430-08003	2 個	
いび 2 号 船外機	スパークプラグ (DPR6EB-9)	94709-00418	2 個	
	ウォーターポンプリペアキット	6FM-W0078-02	1 個	
	オイルエレメントアセンブリ	5GH-13440-80	1 個	
	エンジンオイル	SL 10W-30	1 式	
	ギヤオイル	GL-4 #90	1 式	
	カスケット (ギヤオイル)	90430-08003	2 個	
	ハウフエンダー	ロープ編みフエンダー	1 個	
いび 3 号 船外機	スパークプラグ (DPR6EB-9)	94709-00418	3 個	
	ウォーターポンプリペアキット	6BG-W0078-02	1 個	
	オイルエレメントアセンブリ	5GH-13440-80	1 個	
	エンジンオイル	SL 10W-30	1 式	
	ギヤオイル	GL-4 #90	1 式	
	カスケット (ギヤオイル)	90430-08003	2 個	
いび 4 号 船外機	スパークプラグ (LFR5A-11)	94709-00391	6 個	
	ウォーターポンプリペアキット	61A-W0078-A4	1 個	
	カラー	61A-45527-00	1 個	
	スパーサ	61A-45538-00	1 個	
	ワッシャプレート	90201-22M01	2 個	
	ワッシャウェーブ	90206-22M19	1 個	
	オイルエレメントアセンブリ	69J-13440-00	1 個	
	エンジンオイル	SL 10W-30	1 式	
	ギヤオイル	GL-4 #90	1 式	
	カスケット (ギヤオイル)	90430-08020	2 個	
いきいき号 船外機	スパークプラグ (DPR6EA-9)	94703-00375	2 個	
	オイルエレメントアセンブリ	5GH-13440-71	1 個	
	エンジンオイル	SL 10W-30	1 式	
おくいび号 船外機				

3-3 整備作業

1. 整備に必要な器具、工具及び資材等は、すべて受注者の負担とする。
2. 部品取替は船体及び船外機を安全な状態にしてから行うものとし、他部品に損傷等を与えないよう慎重に作業を進めるものとする。

また、部品取付時については、規定のトルク等により締め付けを行うものとする。

3. 整備には船外機各部のグリース給油脂を含むものとする。
4. グリスやオイル等の給油脂は、規定容量以上に給油してはならない。
5. 徳山ダムのエンジンオイル交換・給油脂は、船を陸揚げした状態で行うものとし、

貯水池に係留している船舶は、作業時に機構が陸揚げするものとする。

6. 横山ダムのエンジンオイル交換・給油脂は、貯水池係船設備に係留した状態で行うものとし、係留設備の接岸・離岸操作は機構が行うものとする。

3-4 現場発生品

取替を行った旧部品等は、受注者の責任と費用負担において適正に処分するものとする。

第4節 納入品

以下の物品を納品するものとする。

施設	部品名	規格等	数量	備考
徳山ダム	吹流し	長さ：1500mm Φ400mm 色：紅白 材質：ナイロン	4 個	
	救命胴衣	タイプ A、桜マーク付き ベストタイプ フロントファスナー ホイッスル付き	35 着	
	ボンベキット	18UML MK5ci	20 個	
	ピン (E リング付き)	6L2433361000	2 個	いび 2 号
	ボートフック	アルミ製 長さ；1.8m 程度	3 本	
横山ダム	プロペラ	3×13-1/4×17-K 6E5-45945-01 相当品	2 個	おくいび号
	プロペラ用割ピン	ヤマハ船外機用 SUS	2 個	おくいび号
	係留ロープ	直径：φ18 mm 長さ：100m 材質：スパンエステル 打ち方：3 つ打	1 巻	船舶等係留用
	係留ロープ	直径：φ10 mm 長さ：100m 材質：スパンエステル 打ち方：3 つ打	1 巻	船舶等係留用

納入場所は以下のとおりとする。

1. 徳山ダム

岐阜県揖斐郡揖斐川町開田地内 徳山ダム

2. 横山ダム

岐阜県揖斐郡揖斐川町東横山地内 横山ダム

第5節 船舶検査

5-1 概要

日本小型船舶検査機構の実施する船舶定期検査の受検を代行（書類作成・受渡、手数料の支払い及び検査立会を含む）するものとする。

5-2 検査対象

施設	船舶番号	船名	定員	船体長さ	備考
横山ダム	第 240-69021 号	いきいき号	6 人	6. 3 0 m	定期検査

5-3 検査日

いきいき：令和7年11月18日～令和8年2月18日まで

なお、具体的な検査の日程については、委任に要する書類作成の期間等が必要となるため、別途協議の上決定するものとする。

第6節 履行条件

1. 本業務履行中、貯水池内にグリス・オイル等の油脂類を落とさないよう十分注意し、落下の危険性のある箇所については、養生等の対策を講じるものとする。

なお、油脂類の流出等があった場合は、至急、担当者に報告するとともに、必要な措置を講じるものとする。

2. 本業務履行にあたっては、点検作業開始前及び終了後の各船舶の状態等を確認し、船舶の復旧が確実に行われていることを確認するものとする。

3. 本業務において、船舶及び施設の鍵を貸与するものとする。

なお、施錠にあたっては確実にを行うものとし、鍵の管理には十分注意するものとする。

第7節 補修塗装

本業務の履行により塗膜に損傷を与えた部分は、補修塗りを行うものとする。

なお、塗装仕様及び塗装色は既設品と同等とする。

第8節 試運転

点検・整備及び調整完了後、試運転により機能確認を行うものとする。

また、試運転は必ず冷却水を循環させた状態で実施するものとし、貯水池内又は陸上にて行うものとする。

なお、試運転にあたり船舶の移動が必要な場合は機構において実施することから、事前に担当者に連絡するものとする。

以 上

管理用船舶仕様一覧表

徳山ダム船舶

船 名		いび 1 号	いび 2 号	いび 3 号	いび 4 号
船 種		作業船（和船）	作業船（和船）	作業船（和船）	巡視船
型 式		ヤマハ EU4（改造）	ヤマハ GN0	ヤマハ GN0	ヤマハ FR6（改造）
機 種		ヤマハ W-25DH	ヤマハ W-20PH	ヤマハ W-20PH	ヤマハ FR-26
全 長		6.73m	5.56m	5.56m	7.77m
全 幅		2.02m	1.92m	1.92m	2.57m
深 さ		0.79m	0.73m	0.73m	1.30m
総トン数		1.1トン	0.7トン	0.7トン	3.4トン
定 員		11 名	6名	6名	12名
主機関	型式	ヤマハ F60FETL	ヤマハ F25GWHL	ヤマハ F40FEHT	ヤマハ F200AETX
	出力	60PS/5,500r.p.m	25PS/5,500r.p.m	40PS/6,000r.p.m	200PS/5,500r.p.m

横山ダム船舶

船 名		いきいき号	おくいび号
船 種		監視船（和船）	巡視艇
型 式		ヤマハ G76	ヤマハ E1K-A
機 種		W-23CF	FR-20
全 長		6.30m	5.39m
全 幅		1.79m	2.21m
深 さ		0.69m	1.27m
総トン数		0.7トン	2.1トン
定 員		6名	6名
主機関	型式	ヤマハ 66MK	ヤマハ 61P
	出力	15PS/5,500r.p.m	90PS/5,500r.p.m

見積書記載例

徳山ダム

名 称	部品名	規格等	単位	数量	単 価	金 額	備 考
いび1							
点検	労務費		式	1			
整備	スパークプラグ	94709-00418	個	4			
	ウォーターポンプリペアキット	63D-W0078-02	個	1			
	オイルエレメントアセンブリ	5GH-13440-80	個	1			
	エンジンオイル	SL 10W-30	式	1			
	ギヤオイル	GL-4 #90	式	1			
	ガスケット(ギヤオイル)	90430-08003	個	2			
	労務費		式	1			
諸経費			式	1			
計							

いび2							
点検	労務費		式	1			
整備	スパークプラグ	94709-00418	個	2			
	ウォーターポンプリペアキット	63D-W0078-02	個	1			
	オイルエレメントアセンブリ	5GH-13440-80	個	1			
	エンジンオイル	SL 10W-30	式	1			
	ギヤオイル	GL-4 #90	式	1			
	ガスケット(ギヤオイル)	90430-08003	個	2			
	ハウフエンダー	ロープ編みフエンダー	個	1			
	労務費		式	1			
諸経費			式	1			
計							

いび3							
点検	労務費		式	1			
整備	スパークプラグ	94709-00418	個	3			
	ウォーターポンプリペアキット	63D-W0078-02	個	1			
	オイルエレメントアセンブリ	5GH-13440-80	個	1			
	エンジンオイル	SL 10W-30	式	1			
	ギヤオイル	GL-4 #90	式	1			
	ガスケット(ギヤオイル)	90430-08003	個	2			
	労務費		式	1			
諸経費			式	1			
計							

いび4							
点検	労務費		式	1			
整備	スパークプラグ	94709-00391	個	6			
	ウォーターポンプリペアキット	61A-W0078-A4	個	1			
	カラー	61A-45527-00	個	1			
	スパーサ	61A-45538-00	個	1			
	ワッシャプレート	90201-22M01	個	2			
	ワッシャウェーブ	90206-22M19	個	1			
	オイルエレメントアセンブリ	69J-13440-00	個	1			
	エンジンオイル	SL 10W-30	式	1			
	ギヤオイル	GL-4 #90	式	1			
	カスケット(ギヤオイル)	90430-08020	個	2			
	労務費		式	1			
諸経費			式	1			
計							

納入品	吹流し	長さ:1500mm、Φ400mm	個	4			
	救命胴衣	タイプA、桜マーク付き	着	35			
	ボンベキット	18UML MK5ci	個	20			
	ピン(Eリング付き)	6L2433361000	個	2			
	ボートフック	アルミ製、1.8m	本	3			
計							

横山ダム

名 称	部品名	規格等	単位	数量	単 価	金 額	備 考
いきいき							
点検	労務費		式	1			
整備	スパークプラグ	94703-00375	個	2			
	オイルエレメントアセンブリ	5GH-13440-71	個	1			
	エンジンオイル	SL 10W-30	式	1			
	労務費		式	1			
諸経費			式	1			
計							

おくいび							
点検	労務費		式	1			
整備	スパークプラグ	94709-00391	個	4			
	オイルエレメントアセンブリ	5GH-13440-71	個	1			
	エンジンオイル	SL 10W-30	式	1			
	労務費		式	1			給油脂のみ
諸経費			式	1			
計							

納入品	プロペラ	3×13-1/4×17-K	個	2			
	プロペラ用割ピン	ヤマハ船外機用 SUS	個	2			
	係留ロープ	φ18mm・100m スパンエステル	巻	1			
	係留ロープ	φ10mm・100m スパンエステル	巻	1			
計							

船舶検査	検査料	定期検査	隻分	1			非課税
	代行費用		隻分	1			